

(随時試験) 技能検定用設備貸出し要綱

奈良県職業能力開発協会

本要綱は奈良県職業能力開発協会（以下「協会」）が設備を貸出すにあたり定めるものです。
使用者は、使用に際して、本要綱の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. 目的

当協会が所有する技能検定用設備について、技能検定を受検するにあたり、自身の技能・技術の向上の為に必要とする者に対し貸与するものとします。

2. 貸出対象

技能検定受検者の受入事業所

（万一の事故等における損害賠償責任の担保を勘案して、受検者個人ではなく受入事業所への貸出とします。また、所属企業において前項に係る資格確認を行い、貸出を申請していただきます。）

3. 貸出し設備・機器等

品 名	数 量	備 考
射出成形機	1 台	メーカー：日精樹脂工業(株) 型式：FNX80III-12A 付属機器（金型等）を含む 中央職業能力開発協会のホームページにおいて昨年度の試験問題が公開されておりますので、参考にしてください。 下記 QR コードからご確認いただけます。 

4. 使用可能日及び時間について

・協会が定める練習可能期間（定期試験射出成形作業の試験実施に支障のない時期等）の内、土曜日、日曜日、祝日を除く平日

・使用時間

（午前） 9時30分から12時30分

（午後） 13時30分から16時30分

※上記時間は会場への入室、退室までの時間となります。

また、上記時間の最初に「安全講習動画」を視聴いただきます。

5. 使用料について

1 枠（3 時間）あたり 10,000 円（税込）

（使用料には光熱費等を含みます。）

6. 練習の申込みの流れ

- ① 当協会にお電話にて空き状況を確認し、予約を申し込む
（練習可能期間は令和7年8月12日(火)以降となります。）
- ② 当協会 HP から申請書をダウンロードし、作成
- ③ 使用日の10日前までに使用料を振り込む
- ④ 作成した申請書及び振込明細書写しを練習日の1週間前までに当協会に FAX
- ⑤ 使用日当日に申請書と振込明細書写しを持参

7. 使用料の支払方法について

- ・使用料は銀行振込にて前払いとします。
- ・振込先は以下のとおりです。

銀 行 名：南都銀行 本店営業部 口座名義：奈良県職業能力開発協会 口座番号：普通 0239101 振込期限：使用日の10日前
--

8. 使用料の返還について

協会は、原則として使用者が納付した使用料を返還しません。

ただし、使用者の責によらない故障または天災等のやむを得ない事情により、使用者から協会に申し出があり、協会が当該使用料の返還の必要性があると認めた場合はこの限りではありません。

9. 申込基準について

- ・申込みは受入事業所単位とします。
- ・1 枠で同時に複数人練習することも可能です。
- ・同時練習は原則 5 名までとします。
- ・5 名までであれば、複数の受入事業所での練習も可能です。

例

受入企業 A	受検者数	2 名	
受入企業 B	受検者数	2 名	
受入企業 C	受検者数	1 名	→A 社、B 社、C 社で同時練習可能 ※ただしそれぞれの受入事業所にて申込みが必要

10. 貸出条件について

以下の要件 1 ～ 2 満たす場合において、試験機を貸し出すこととします。

1. 次の条件を満たす有資格者の帯同※が必要です。

- ①プラスチック成形（射出成形作業）技能士 3 級以上の資格を持つ者
- ②玉掛け資格を持つ者
- ③クレーン資格を持つ者

(5t 未満)クレーン運転特別教育
床上操作式クレーン運転技能講習
クレーン・デリック運転士免許

の内のいずれか 1 つ

※必ず上記条件を満たした方の帯同が必要です。

例：

1 人の帯同者が①～③の資格を持つ場合：帯同者 1 名だけで○。

1 人目の帯同者が①、2 人目の帯同者が②③の資格を持つ場合：当該 2 名を帯同で○。

2. 安全講習動画の視聴

試験機及びその他周辺機器（クレーン、金型等）を使用いただくにあたり、破損や事故のないよう、練習及び試験前に事故を防止するための動画を帯同者及び受検者に視聴していただきます。（動画の視聴は練習時間に含みます。）

11. 禁止事項について

- ① 使用時間を超過すること。（使用時間には動画の視聴、準備及び片付けの時間を含みます。）
- ② 資格を保持されていない方のクレーン操作・玉掛け作業
- ③ 転貸、その他これに準ずる行為

12. 貸出しの制限について

次の項目に当たる場合は貸出しを許可しない

- ① 機器設備に損傷を与えると認められる場合
- ② 協会の管理上支障がある場合
- ③ 帯同者が必要な資格を保持していない場合
- ④ 転貸を目的とする場合
- ⑤ 営利を目的とする場合
- ⑥ 生産を目的とする場合
- ⑦ 貸出途中において、危険な行為と認められた場合は中止させる場合がある
- ⑧ その他当協会が適切でないと判断した場合

13. 注意事項

- ① 練習時における操作方法等については、当協会では対応（説明・指導）いたしません。
- ② 使用者は、善良なる注意をもって設備・機器等を使用し、終了後は使用前の状態に戻し、職員の点検を受けるものとします。
- ③ 使用者が設備・機器等について損傷を与えた場合は、理由の如何にかかわらず、使用者において弁済するものとします。
- ④ 使用者は、設備・機器等の使用にあたり、事故、緊急事態等が発生した場合には、直ちに協会に連絡し、その指示に従ってください。
- ⑤ 協会は、使用者が設備・機器等の使用において発生した事故に起因して、使用者または第三者に生じた損害について、損害賠償責任を含む一切の法的責任を負いません。
- ⑥ 設備・機器等の使用中における災害については、使用者の責任において措置するものとします。
- ⑦ 帯同者の方は、練習者が負傷するおそれがあるときや、操作を誤って機械、工具等を破損するおそれがあるときは、直ちに適切な処置をとって事故を未然に防ぐように努めてください。
- ⑧ 緊急時に備えて、受入事業所との連絡体制を事前に確認してください。

14. お問い合わせ

奈良県職業能力開発協会 業務課 随時級担当

Mail kentei@aaa.nara.nara.jp

TEL 0742-52-4122

FAX 0742-52-4123

15. 施行期日

この要綱は、令和7年6月 日より施行します。